
企画セッション

[SL2] 特別講演2

プライバシー保護と医療情報の利活用 ― 次世代医療基盤法は二兎を追えるか？

2020年6月6日(土) 13:40 ～ 14:40 第1会場 (Zoom)

[SL2] プライバシー保護と医療情報の利活用 ― 次世代医療基盤法は二兎を追えるか？

*山本 隆一¹ (1. 匿名加工医療情報公正利用促進機構 理事長)

プライバシー保護と医療情報の利活用 ― 次世代医療基盤法は二兎を追えるか？

一般財団法人匿名加工医療情報公正利用促進機構 山本 隆一

2017年に個人情報保護法（以下、個情法）が改正され、2018年には所謂次世代医療基盤法が成立した。我が国の個人情報保護制度は包括法であり、個別の分野への適応はガイドラインやガイダンスで詳細を定めている。ただ、ガイドラインやガイダンスは法の制約を超えるものではなく、医療・医学分野で十分な対応が可能かどうかは、2005年に個情法が施行された時から存在する。そもそも医療に係わる情報はプライバシー保護と公益の高度なバランスが必要な分野であり、常に検証と対策の改善が求められている。多くの国で共通であるが、我が国の憲法でも、人権は公共の福祉を妨げない限り尊重され、国民は公共の福祉のために人権を行使しなければならないとされている。公共性が高い医療情報を基本的には保護の観点からだけ規制する個情法（ガイドライン、ガイダンスを含む）だけで適切な利活用ができるとは考えられない。その意味で公益的利用の促進に焦点をあてた次世代医療基盤法は必然的に生まれたとも言える。要配慮情報である医療情報が個情法でオプトアウトによる同意取得で第三者提供が禁止されていることに対して、利用目的が公益のためであり、個人への不当な差別につながるリスクを確実に防止できることを前提に利活用を促進することを目的としたもので、まだ十分に効果が検証できる状況ではないが、理論的には期待される。

プライバシーの保護と社会の利益追求は相反するものではなく、適切に扱えば両立するもので、本来二兎を追うものである。問題はこの2つの法制度だけで十分かという点である。結論から言えば十分にはほど遠い。とは言え、個情法に影響を与えるためには法整備が必要で新法を策定することは容易ではない。まずは現状の2つの法制度を分析することが必要であろう。本特別講演では個情法による制度整備の問題点を挙げ、次世代医療基盤法が改善できうる点と、残る課題を明らかにする。